

那 監 第 30 号
令和 5 年 8 月 30 日

那覇市長 知 念 覚 様

那覇市監査委員	上 地 英 之
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	奥 間 亮

令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき令和 5 年 7 月 25 日付け那企財第 88 号により審査に付された、令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和4年度決算に基づく那覇市健全化判断比率審査意見書

第1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和2年那覇市監査委員告示第1号）

第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率審査

第3 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第4 審査の着眼点

審査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた実務ガイドライン第3編第3章「第10節健全化判断比率等審査の着眼点」に準じた。

第5 審査の主な実施内容

市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に算定されているかを検証するため、歳入歳出決算書及び附属書類その他の帳簿及び証拠書類との照合を行うとともに、関係部局から聴取するなどの方法により実施した。

第6 審査の期間、日程及び実施場所

- 1 期間 令和5年7月26日から同年8月22日まで
- 2 日程 令和5年8月4日 監査委員審査
- 3 場所 監査会議室（本庁舎12階）

第7 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令等に準拠して適正に算定されているものと認められる。

なお、審査した比率はいずれも基準内であり、早期健全化の対象となるものはなかった。

審査の対象となる比率の概要は、次表のとおりである。

健全化判断比率	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	11.25%
連結実質赤字比率	—	—	16.25%
実質公債費比率	8.6%	8.5%	25.0%
将来負担比率	45.7%	52.4%	350.0%

（注）実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額が発生していないため、「—」で表示する。